

# 官報

昭和五十一年五月十二日

## ○第七十七回 参議院会議録第十号

○議長(河野謙三君) 昭和五十一年五月十二日

午後二時四十二分開議

○議事日程 第十号

昭和五十一年五月十二日

午後二時三十分開議

第一 國際特許分類に関する千九百七十一一年三月二十四日のストラスブル協定の締結について承認を求めるの件

第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の余議に付した案件

一、請假の件

一、故議員山崎五郎君に対し弔詞贈呈の件

一、故議員山崎五郎君に対する追悼の辞

一、日程第一より第五まで

一、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、国会における各会派に対する立法事務費の

交付に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、國立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、参議院事務局職員の定員に関する件

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

この際、お詫びいたします。安武洋子君から病氣のため八日間請假の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) 野々山一三君から発言を求めております。この際、発言を許します。

野々山一三君。

〔野々山一三君登壇、拍手〕

野々山一三君は、去る四月六日、急性心不全のため突如として逝去されました。全く思いがけないことで、痛惜にたえないところでございます。ここに私は、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで追悼の言葉をささげたいと存じます。

山崎君は、大正二年九月、秋田県山本郡琴丘町の旧家に生まれ、長じて県立能代中学校に学ばれました後、秋田県厅を経て中央に転じられ、内務省に勤務されました。

しかし、君の天性の資質が遺憾なく花開いたのは、戦後新たに重要な行政分野となつた労働行政においてあります。すなわち、昭和二十二年厚生省労政局、同年新発足の労働省に移られて以来、昭和二十七年労働組合課長、同三十五年公労委事務局長、次いで三十八年中労委事務局長に就任され、また、二十八年にはILO国際会議に政府代表として出席されるなど、昭和四十一年に退官されるまでの約二十年間にわたり、戦後のわが国労働運動と文字どおり歩みとともにされたのであります。

この間、君は労働運動の民主化に心血を注ぎ、あるいは三池争議を初め、頻発した幾多の争議を解決に導き、あるいは春闘の処理にみずから当たられて、名調整者の名をほしままにされました。

実に君は、戦後わが国の健全な労働運動と労使慣行の生みの親であるとともに、育ての親でもあります。まさに君は、労働運動の表と裏を対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

○議長(河野謙三君) 議員山崎五郎君は、去る四月六日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

同君に対しましては、すでに弔詞を贈呈いたしました。

ここにその弔詞を朗読いたします。

○議長(河野謙三君) 参議院は議員正四位勲二等山崎五郎君の長逝に

對しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔

詞をささげます。

〔縦員起立〕

同君に対しましては、すでに弔詞を贈呈いたしました。

ここにその弔詞を朗読いたします。

○議長(河野謙三君) 参議院は議員正四位勲二等山崎五郎君の長逝に

對しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔

詞をささげます。

取つつきにくく、言葉遣いも荒っぽかったのであります。役人時代、病氣の部下があればだれかれどなされた君は、実は細やかな神經の持ち主で、根は非常にやさしく、情に厚かつたことは、多少とも君を知る者のひとしく認めるところであります。

それだけに、逆に入からざいなことをしてもらつてもすぐに感激するようで、口数は少ないながら、目は感謝に満ちていたのが今まで目の当たり見えたようになります。

また、君の名著として学界や外国でも利用されています。役人時代、病氣の部下があればだれかれどなされた君は、実は細やかな神經の持ち主で、根は非常にやさしく、情に厚かつたことは、多少とも君を知る者のひとしく認めるところであります。

それだけに、逆に入からざいなことをしてもらつてもすぐに感激するようで、口数は少ないながら、目は感謝に満ちていたのが今まで目の当たり見えたようになります。

また、君の名前が一つも出てこないというのを、また、君は感謝に満ちていたのが今まで目の当たり見えたようになります。

本文には、君の名前が一つも出てこないというのを、また、君は感謝に満ちていたのが今まで目の当たり見えたようになります。

君は退官後、政治家を志され、昭和四十三年本院に議席を得られ、四十九年にも再選せられました

この間、予算委員会理事、議院運営委員会理事、社会労働委員、農林水産委員、大蔵委員会理事、大蔵政務次官などを歴任され、また、党にあつては政務調査会労働部会長の要職につかされました。

君は退官後、政治家を志され、昭和四十三年本院に議席を得られ、四十九年にも再選せられました

この間、予算委員会理事、議院運営委員会理事、社会労働委員、農林水産委員、大蔵委員会理事、大蔵政務次官などを歴任され、また、党にあつては政務調査会労働部会長の要職につかされました。

特に申し述べておきたいと思いまするは、昨年、大蔵委員会の筆頭理事として、あの酒、たばこ法案審議のため、ほぼ一年間にわたり、ときには連日、一日に何回か開会された理事会または理事会において、あるいは非公式の場において

事務会議において、あるは大蔵委員会の筆頭理事として、あの酒、たばこ法案審議のため、ほぼ一年間にわたり、ときには連日、一日に何回か開会された理事会または理事会において、あるいは非公式の場において



規定する文書及び通知に表示することを約束しないことを宣言することができる。これらの条件が特定の種類の保護又は特定の技術分野についてのみ存する国にあつては、その限りにおいてのみ、この留保を行うことができるとする。

(5) 分類の記号は、「国際特許分類」の語又は次条に規定する専門家委員会が定めるその略語を前置きした上、太字で又は明りよう見ることができるように、その記号が表示される。(3)(i)に規定する文書の見出しの部分に印刷する。

(6) 同盟国が特許を与えることを政府間当局に委任する場合には、当該同盟国は、その当局がこの条の規定に従つて分類を使用することを確保するためのすべての可能な措置をとる。

(2) (a) 各同盟国が代表される専門家委員会を設置する。

(b) 各同盟国が代表される専門家委員会を設置する。

(c) 事務局長は、特許の分野を専門とする政府間機関であつてその構成国の少なくとも一の国がこの協定の締約国であるものに対し、専門家委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請する。

(d) 事務局長は、その他の政府間機関及び国際的な非政府機関の代表者を、これらの機関が関心を有する討議に参加するよう招請することができるものとし、また、専門家委員会の要請がある場合には、招請しなければならない。

(e) 専門家委員会は、次のことを行う。

(i) 分類を改正すること。

(ii) 同盟国に対し、分類の使用を容易にし及び分類の統一的な付与を促進するため、勧告すること。

(iii) 開発途上にある国が必要に考慮を払つて、発明の審査に使用する資料の再分類作業における国際協力を促進するための援助を行うこと。

(4) (v) 小委員会及び作業部会を設置すること。

(vi) 小委員会及び作業部会は、その手続規則を採択する。

(vii) 小委員会及び作業部会の会合に参加する可能性を認めるものでなければならない。

(8) 分類の改正の提案は、同盟国権限のある当局、国際事務局、(2)(a)の規定により専門家委員会に出席させた政府間機関及び専門家委員会により提案を行うよう特に要請されたその他の機関が行うことができる。提案は、国際事務局に提出する。国際事務局は、運くともその提案が検討される専門家委員会の会期の二箇月前までに、専門家委員会の構成国及びオブザーバーにその提案を送付する。

(9) 専門家委員会の各構成国は、一の票を有す。

(10) 専門家委員会の決定は、代表が出席しかつ投票する構成国単純多数による議決で行われる。

(11) 代表が出席しかつ投票する構成国の五分の一以上が分類の基本的構成の変更をもたらすものであると認め又は再分類のために多大な作業を伴うものであると認める決定は、代表が出席しかつ投票する構成国四分の三以上の多数による議決で行われる。

(12) 票権は、投票とみなさない。

(13) 第六条 分類の改正及び他の決定の通告

(1) 分類の改正及び専門家委員会の勧告の採択に関する専門家委員会の決定は、国際事務局が同盟国権限のある当局に通告する。改正は、通告の発送日の日以後六箇月の効力を生ずる。

(2) 国際事務局は、効力の生じた改正を分類に組み入れる。改正についての公表は、次条に規定する総会が指定する定期刊行物により行う。

(14) 同盟は、同盟国で構成する総会を有する。同盟は、同盟国政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(15) 各同盟国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(16) 小委員会及び作業部会は、総会の各構成国は、一の票を有する。

(17) 第五条(2)(a)に規定する政府間機関は、総会に並びに総会が決定する場合には総会が設置する委員会及び作業部会の会合に、オブザーバーを出席させることができる。

(18) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(19) 第五条の規定が適用される場合を除くほか、総会は、次のことを行う。

(20) (a) 同盟の維持及び発展並びにこの協定の実施に関するすべての問題を取り扱うこと。

(b) 第五条の規定が適用される場合を除くほか、総会は、次のことを行う。

(21) 同盟の財政規則を採択すること。

(22) 同盟の事業計画を決定し及び三年予算を採択し、並びに決算を承認すること。

(23) 同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。

(24) 同盟の財政規則を採択すること。

(25) 英語、フランス語及び第三条(2)に列記する言語以外の言語による分類の公定訳文の作成を決定すること。

(26) 同盟の目的を達成するために必要と認められる委員会及び作業部会を設置すること。

(27) (vii) (1)(c)の規定が適用される場合を除くほか、同盟の構成国でない国並びに政府間機関及び国際的な非政府機関で総会の会合並びに総会が設置する委員会及び作業部会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。

(28) 同盟の目的を達成するため、他の適当な措置をとること。

(29) (x) その他この協定に基づく任務を遂行すること。

(30) 総会は、機関が管理業務を行つて他の機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。

(31) (a) 総会の構成国は、一の票を有する。

(b) 総会の構成国二分の一をもつて定足数とする。

(32) (a) 総会は、定足数に満たない場合にも、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかつた場合の数が当該会期の定足数に満たない場合に、かつ、必要とされる多数の賛成権を書面によつて表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した國の数が当該会期の定足数を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成権を書面によつて表明するよう要請する。それがなお存在する場合には、その決定は、効力を生ずる。

(33) (b) 第十一条(2)の規定が適用される場合を除くほか、総会の決定は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で行われる。

(34) (c) 総会は、事務局長の招集により、三年ごとに一回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会においてのみ投票することができる。

(35) (d) 総会は、事務局長の招集により、三年ごとに一回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会においてのみ投票することができる。

(36) (e) 票権は、投票とみなさない。

(37) (f) 代表は、一国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。

(38) (g) 同時会期として会合する。

(39) (h) 総会は、総会の構成国四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、

(40) (i) 各会期の議事日程は、事務局長が作成する。

(41) (j) 総会は、その手続規則を採択する。

昭和五十一年五月十二日 參議院議事録第十号  
国際特許分類に関する千九百七十一二年三月二十四日のストラスブル協定について承認を求める件

三〇五

## 官 報 (号 外)

- (1) (a) 同盟の管理業務は、国際事務局が行う。
- (b) 国際事務局は、特に、総会、専門家委員会及び総会又は専門家委員会が設置する他の委員会又は作業部会の会合の準備を行い、並びにこれらの内部機関の事務局の職務を行う。
- (c) 事務局長は、同盟の首席行政官であり、同盟を代表する。
- (d) 事務局長及びその指名する職員は、総会、専門家委員会及び総会又は専門家委員会が設置する他の委員会又は作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する職員は、当然にこれらの内部機関の事務局の職務を行う。
- (e) 国際事務局は、総会の指示に従い、改正会議の準備を行う。
- (f) 国際事務局は、改正会議の準備に関し政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することができる。
- (g) 同盟は、予算を有する。
- (h) 同盟は、予算を有する。
- (i) 同盟は、予算を有する。
- (j) 同盟の予算は、収入並びに同盟に固有の支出、諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金及び場合により機関の締約国会議の予算に対する拠出金から成る。
- (k) 諸同盟の共通経費とは、同盟にのみでなく機関が管理業務を行つて一又は二以上の他の同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費についての同盟の分担の割合は、共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。
- (l) 同盟の予算は、機関が管理業務を行つて他の同盟の予算との調整の必要性を考慮した上で決定する。
- (m) 同盟の予算は、次のものを財源とする。
- (n) (a) 同盟は、各同盟の一回限りの支払金からする。
- (o) (i) 同盟の分担金
- (p) (ii) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金
- (q) (iii) 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料
- (r) (iv) 贈与、遺贈及び補助金
- (s) (v) 賃貸料、利子その他の収入
- (t) (vi) 各同盟国は、(3)(i)の分担金の自国の分担額の決定上、工業所有権の保護に関するパリ同盟において属する等級と同じ等級に属するものとし、工業所有権の保護に関するパリ同盟の等級について定める単位数と同じ単位数に基づいて年次分担金を支払う。
- (u) (b) 各同盟国は、その國の属する等級の単位数とすべての同盟国単位数の総数との比率达到して年次分担金の額は、その額とすべての同盟国の同盟の予算に対する年次分担金の総額との比率が、その國の属する等級の単位数とすべての同盟国単位数の総数との比率达到して年次分担金の額とする。
- (v) 分担金は、毎年一月一日に支払の義務が生ずる。
- (w) 分担金の支払が延滞している同盟国は、その未払の額が当該年度に先立つ二年度においてその国について支払の義務の生じた分担金の額以上のものとなつたときは、同盟の内部機関において投票権を使用することができない。ただし、内部機関は、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、その國がその内部機関において引き続き投票権を使用することを許すことができる。
- (x) (e) 予算が新会計年度の開始前に採択されなかった場合には、財政規則の定めるところにより、一若しくは二以上の同盟国又は外部の会計検査専門家が行う。これらの同盟国又は会計検査専門家は、総会がこれらの同盟国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。
- (y) (f) 第十条 この協定の改正
- (z) (1) この協定は、同盟国特別の会議により隨時改正することができる。
- (aa) (2) 改正会議の招集は、総会が決定する。
- (bb) (3) 前三条及び次条の規定は、改正会議により又は次条の規定に従つて修正することができる。
- (cc) (4) 第十一条 この協定の特定の規定の修正
- (dd) (1) 第七条から第九条まで及びこの条の規定の修正の提案は、同盟国又は事務局長が行うことができる。その提案は、遅くとも総会による審議の六箇月前までに、事務局長が同盟国に送付する。
- (ee) (2) (i) (1) (ii) (2) (iii) (3) (iv) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (5510) (5511) (5512) (5513) (5514) (5515) (5516) (5517) (5518) (5519) (5520) (5521) (5522) (5523) (5524) (5525) (5526) (5527) (5528) (5529) (5530) (5531) (5532) (5533) (5534) (5535) (5536) (5537) (5538) (5539) (5540) (5541) (5542) (5543) (5544) (5545) (5546) (5547) (5548) (5549) (55410) (55411) (55412) (55413) (55414) (55415) (55416) (55417) (55418) (55419) (55420) (55421) (55422) (55423) (55424) (55425) (55426) (55427) (55428) (55429) (55430) (55431) (55432) (55433) (55434) (55435) (55436) (55437) (55438) (55439) (55440) (55441) (55442) (55443) (55444) (55445) (55446) (55447) (55448) (55449) (55450) (55451) (55452) (55453) (55454) (55455) (55456) (55457) (55458) (55459) (55460) (55461) (55462) (55463) (55464) (55465) (55466) (55467) (55468) (55469) (55470) (55471) (55472) (55473) (55474) (55475) (55476) (55477) (55478) (55479) (55480) (55481) (55482) (55483) (55484) (55485) (55486) (55487) (55488) (55489) (55490) (55491) (55492) (55493) (55494) (55495) (55496) (55497) (55498) (55499) (554100) (554101) (554102) (554103) (554104) (554105) (554106) (554107) (554108) (554109) (554110) (554111) (554112) (554113) (554114) (554115) (554116) (554117) (554118) (554119) (554120) (554121) (554122) (554123) (554124) (554125) (554126) (554127) (554128) (554129) (554130) (554131) (554132) (554133) (554134) (554135) (554136) (554137) (554138) (554139) (554140) (554141) (554142) (554143) (554144) (554145) (554146) (554147) (554148) (554149) (554150) (554151) (554152) (554153) (554154) (554155) (554156) (554157) (554158) (554159) (554160) (554161) (554162) (554163) (554164) (554165) (554166) (554167) (554168) (554169) (554170) (554171) (554172) (554173) (554174) (554175) (554176) (554177) (554178) (554179) (554180) (554181) (554182) (554183) (554184) (554185) (554186) (554187) (554188) (554189) (554190) (554191) (554192) (554193) (554194) (554195) (554196) (554197) (554198) (554199) (554200) (554201) (554202) (554203) (554204) (554205) (554206) (554207) (554208) (554209) (554210) (554211) (554212) (554213) (554214) (554215) (554216) (554217) (554218) (554219) (554220) (554221) (554222) (554223) (554224) (554225) (554226) (554227) (554228) (554229) (554230) (554231) (554232) (554233) (554234) (554235) (554236) (554237) (554238) (554239) (554240) (554241) (554242) (554243) (554244) (554245) (554246) (554247) (554248) (554249) (554250) (554251) (554252) (554253) (554254) (554255) (554256) (554257) (554258) (554259) (554260) (554261) (554262) (554263) (554264) (554265) (554266) (554267) (554268) (554269) (554270) (554271) (554272) (554273) (554274) (554275) (554276) (554277) (554278) (554279) (554280) (554281) (554282) (554283) (554284) (554285) (554286) (554287) (554288) (554289) (554290) (554291) (554292) (554293) (554294) (554295) (554296) (554297) (554298) (554299) (554300) (554301) (554302) (554303) (554304) (554305) (554306) (554307) (554308) (554309) (554310) (554311) (554312) (554313) (554314) (554315) (554316) (554317) (554318) (554319) (554320) (554321) (554322) (554323) (554324) (554325) (554326) (554327) (554328) (554329) (554330) (554331) (554332) (554333) (554334) (554335) (554336) (554337) (554338) (554339) (554340) (554341) (554342) (554343) (554344) (554345) (554346) (554347) (554348) (554349) (554350) (554351) (554352) (554353) (554354) (554355) (554356) (554357) (554358) (554359) (554360) (554361) (554362) (554363) (554364) (554365) (554366) (554367) (554368) (554369) (554370) (554371) (554372) (554373) (554374) (554375) (554376) (554377) (554378) (554379) (554380) (554381) (554382) (554383) (554384) (554385) (554386) (554387) (554388) (554389) (554390) (554391) (554392) (554393) (554394) (554395) (554396) (554397) (554398) (554399) (554400) (554401) (554402) (554403) (554404) (554405) (554406) (554407) (554408) (554409) (554410) (554411) (554412) (554413) (554414) (554415) (554416) (554417) (554418) (554419) (554420) (554421) (554422) (554423) (554424) (554425) (554426) (554427) (554428) (554429) (554430) (554431) (554432) (554433) (554434) (554435) (554436) (554437) (554438) (554439) (554440) (554441) (554442) (554443) (554444) (554445) (554446) (554447) (554448) (554449) (554450) (554451) (554452) (554453) (554454) (554455) (554456) (554457) (554458) (554459) (554460) (554461) (554462) (554463) (554464) (554465) (554466) (554467) (554468) (554469) (554470) (554471) (554472) (554473) (554474) (554475) (554476) (554477) (554478) (554479) (554480) (554481) (554482) (554483) (554484) (554485) (554486) (554487) (554488) (554489) (554490) (554491) (554492) (554493) (554494) (554495) (554496) (554497) (554498) (554499) (554500) (554501) (554502) (554503) (554504) (554505) (554506) (554507) (554508) (554509) (554510) (554511) (554512) (554513) (554514) (554515) (554516) (554517) (554518) (554519) (554520) (554521) (554522) (554523) (554524) (554525) (554526) (554527) (554528) (554529) (554530) (554531) (554532) (554533) (554534) (554535) (554536) (554537) (554538) (554539) (554540) (554541) (554542) (554543) (554544) (554545) (554546) (554547) (554548) (554549) (554550) (554551) (554552) (554553) (554554) (554555) (554556) (554557) (554558) (554559) (554560) (554561) (554562) (554563) (554564) (554565) (554566) (554567) (554568) (554569) (554570) (554571) (554572) (554573) (554574) (554575) (554576) (554577) (554578) (554579) (554580) (554581) (554582) (554583) (554584) (554585) (554586) (554587) (554588) (554589) (554590) (554591) (554592) (554593) (554594) (554595) (554596) (554597) (554598) (554599) (554600) (554601) (554602) (554603) (554604) (554605) (554606) (554607) (554608) (554609) (554610) (554611) (554612) (554613) (554614) (554615) (554616) (554617) (554618) (554619) (554620) (554621) (554622) (554623) (554624) (554625) (554626) (554627) (554628) (554629) (554630) (554631) (554632) (554633) (554634) (554635) (554636) (554637) (554638) (554639) (554640) (554641) (554642) (554643) (554644) (554645) (554646) (554647) (554648) (554649) (554650) (554651) (554652) (554653) (554654) (554655) (554656) (554657) (554658) (554659) (554660) (554661) (554662) (554663) (554664) (554665) (554666) (554667) (554668) (554669) (554670) (554671) (554672) (554673) (554674) (554675) (554676) (554677) (554678) (554679) (554680) (554681) (554682) (554683) (554684) (554685) (554686) (554687) (554688) (554689) (554690) (554691) (554692) (554693) (554694) (554695) (554696) (554697) (554698) (554699) (554700) (554701) (554702) (554703) (554704) (554705) (554706) (554707) (554708) (554709) (554710) (554711) (554712) (554713) (554714) (554715) (554716) (554717) (554718) (554719) (554720) (554721) (554722) (554723) (554724) (554725) (554726) (554727) (554728) (554729) (554730) (554731) (554732) (554733) (554734) (554735) (554736) (554737) (554738) (554739) (554740) (554741) (554742) (554743) (554744) (554745) (554746) (554747) (554748) (554749) (554750) (554751) (554752) (554753) (554754) (554755) (554756) (554757) (554758) (554759) (554760) (554761) (554762) (554763) (554764) (554765) (554766) (554767) (554768) (554769) (554770) (554771) (554772) (554773) (554774) (554775) (554776) (554777) (554778) (554779) (554780) (554781) (554782) (554783) (554784) (554785) (554786) (554787) (554788) (554789) (554790) (554791) (554792) (554793) (554794) (554795) (554796) (554797) (554798) (554799) (554800) (554801) (554802) (554803) (554804) (554805) (554806) (554807) (554808) (554809) (554810) (554811) (554812) (554813) (554814) (554815) (554816) (554817) (554818) (554819) (554820) (554821) (554822) (554823) (554824) (554825) (554826) (554827) (554828) (554829) (554830) (554831) (554832) (554833) (554834) (554835) (554836) (554837) (554838) (554839) (554

(ii) 欧州条約の締約国である国の三分の一の國  
約であるが欧州条約の締約国であつたこと  
がない三の國。ただし、それらの國のうち  
少なくとも一の國における特許又は發明  
者証の出願の數が、その國の批准書又は加  
入書の寄託の時に國際事務局によつて公表  
されている最新の年次統計において四万を  
超えている場合に限る。

この協定は、(a)の規定に基づきその國につ  
いてこの協定が効力を生じた國以外の國につ  
いては、その批准書又は加入書において一層  
遅い日が指定されていない限り、事務局長が  
その國の批准又は加入を通告した日の後一年  
で効力を生ずる。それよりも遅い日が批准書  
又は加入書において指定されている場合に  
は、この協定は、その國について、そのよう  
に指定された日に効力を生ずる。

(c) この協定を批准し又はこれに加入する歐州  
條約の締約國は、同條約を廢棄し、かつ、遅  
くともこの協定がその國について効力を生ず  
る日までに當該廢棄の効力を生じさせる義務  
を負う。

(2) 批准又は加入は、当然に、この協定のすべて  
の条項の受諾及びこの協定に定めるすべての利  
益の享受を伴う。

**第十四条 この協定の有効期間**

この協定は、工業所有権の保護に関するパリ条  
約と同一の有効期間を有する。

**第十五条 廃棄**

(1) いづれの同盟國も、事務局長にあてた通告に  
より、この協定を廢棄することができます。

(2) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の  
後一年で効力を生ずる。

(3) いづれの國も、同盟の構成國となつた日から  
五年の期間が満了するまでは、この条に定める  
廢棄の権利を行使することができない。

(1)(2) この協定は、ひとしく正文である英語及び  
フランス語による本書一通について署名する。

(b) この協定は、千九百七十一年九月三十日ま  
で、ストラスブールにおいて署名のために開  
放しておく。

(c) この協定の本書は、署名のための開放が終  
了したときは、事務局長に寄託する。

(2) 事務局長は、関係政府と協議の上、スペイン  
語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語、ロシア  
語及び総会が指定するその他の言語による公定  
訳文を作成する。

(3)(a) 事務局長は、この協定に署名した國の政府  
に対し、及び要請があつたときはその他の國  
の政府に対し、この協定の署名本書の謄本二  
通を認証して送付する。事務局長は、歐洲評  
議會事務局長に対しても、謄本一通を認証し  
て送付する。

(b) 事務局長は、すべての同盟國政府に対し、  
及び要請があつたときはその他の國の政府に  
対し、この協定の修正の謄本二通を認証して  
送付する。事務局長は、歐洲評議會事務局長  
に対しても、謄本一通を認証して送付する。

(c) 定に署名した國の政府又は加入する國の政府  
に対し、英語又はフランス語による分類の謄  
本一通を認証して提供する。

(4) 事務局長は、この協定を國際連合事務局に登  
録する。

(5) 事務局長は、工業所有権の保護に関するパリ  
条約のすべての締約國政府及び歐洲評議會事務  
局長に次の事項について通報する。

(i) 署名  
(ii) 批准書又は加入書の寄託  
(iii) この協定の効力発生の日  
(iv) 分類の使用に関する留保  
(v) この協定の修正の受諾  
(vi) この協定の修正の効力発生の日

**第十六条 署名、用語、通告及び寄託**

(i) 受領された廢棄通告

**第十七条 経過規定**

(1) 欧州条約の締約國であつて同盟の構成國とな  
つていなものは、希望するときは、この協定  
の効力発生の後二年間、同盟の構成國となつて  
いる場合に行使することができる権利と同一の  
権利を専門家委員会において行使することがで  
きる。

(2) (1)にいう國は、(1)にいう期間の満了後三年  
間、専門家委員会の会合に、並びに専門家委員  
会が決定する場合には専門家委員会が設置する  
小委員会及び作業部会の会合に、オブザーバー  
を出席させることができる。これらの國は、同  
一期間中、第五条(5)の規定に従つて分類の改正  
の提案を行うことができるものとし、第六条(1)  
の規定に従つて専門家委員会の決定及び勧告の  
通告を受ける。

(3) 欧州条約の締約國であつて同盟の構成國とな  
つていなものは、この協定の効力発生の後五  
年間、総会の会合に、並びに総会が決定する場  
合には総会が設置する委員会及び作業部会の会  
合に、オブザーバーを出席させることができ  
る。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受け  
てこの協定に署名した。

千九百七十一年三月二十四日にストラスブール  
で作成した。

アルジエリアのために  
アルゼンティンのために  
オーストラリアのために  
オーストリアのために  
ダホメのために  
デンマークのために  
ドミニカ共和国のために  
ドイツ連邦共和国のために  
ジョン・タクセン  
E・トゥクセン  
クルト・ヘルテル  
フィンランドのために  
エルフィ・トゥーリ  
フランスのために  
ストラスブール 千九百七十一年九月九日  
ラウベ

ベルギーのために  
J・ローデヴィック  
ブラジルのために  
ストラスブール 千九百七十一年六月二十  
八日 パウロ・カブラル・デ・メロ  
ブルガリアのために

ブルガリアのため  
J・ローデヴィック  
ドミニカ共和国のために  
E・トゥクセン  
ジョン・タクセン  
クルト・ヘルテル  
フィンランドのために  
エルフィ・トゥーリ  
フランスのために  
ストラスブール 千九百七十一年九月二十  
八日

日

M・ド・カマレ

ガボンのために

ギリシャのために

ジヨルジュー・パブリアス  
ハイティのために

政府の承認を条件として

ハイティのために

ヴァチカンのために

ローランド・ガングホッファー

ハンガリーのために

アイスランドのために

インドネシアのために

イランのために

イスラエルのために

イスラエルのために

モナコのために

モロッコのために

オランダのために

アイルランドのために

イスラエルのために

イタリアのために

P・アルギ

象牙海岸のために

日本のために

ストラスブール 千九百七十一月二十日

H・パクラワン

二日

J・G・デ・ヨング

ニユーヨークのため

P・アルギ

象牙海岸のために

日本のために

ストラスブール 千九百七十一月十三日

北原秀雄

ケニアのために

レバノンのために

リビテンシュタインのために

ゲルリツィイ・ブリアン

ルクセンブルグのために

J・P・ホフマン

マダガスカルのために

マラウイのために

モーリタニアのために

マルタのために

メキシコのために

モーリタニアのために

オランダのために

スペインのために

スウェーデンのために

スイスのために

ヨーラン・ボルゴード

ヴァルタ・シュタム

シリアのために

ストラスブール 千九百七十一月二十日

R・ジョン

二日

オランダ王国のために

ストラスブール 千九百七十一月二十日

トリニダード・トバゴのために

タンザニアのために

トーゴーのために

テュニジアのために

トルコのために

ウガンダのために

ナイジェリアのために

ニジニールのために

日本のために

ノールウェーのために

レイフ・ノードストランド

フィリピンのために

アラブ連合共和国のために

ソヴィエト社会主义共和国連邦のために

王国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

E・アミティージ

アメリカ合衆国のために

リチャード・A・ウォール

ハーヴェイ・J・ウインター

サン・マリノのために

上ザオルタのために  
ウルグアイのために

セネガルのために

南アフリカのために

ヴィエトナム共和国のために

ユーロースラヴィアのために

スペインのために

アントニオ・F・マサランプロス

デ・サントヴェニア

L・マルティネス・カンボス・コンデ

スウェーデンのために

ヨーラン・ボルゴード

ヴァルタ・シュタム

(注) 署名は、他の日付が表示されていない限り  
 り、千九百七十一月三月二十四日に行われ  
 た。

〔高橋雄之助君登壇、拍手〕

○高橋雄之助君　ただいま議題となりました国際  
 特許分類に関する千九百七十一月三月二十四日の  
 ストラスブール協定につきまして、外務委員会に  
 おける審議の経過と結果を御報告いたします。  
 この協定は、締約国が特別の同盟を形成し、特  
 許、発明者証、実用新案及び実用証につき「国際  
 特許分類」と呼ばれる共通の分類を採用すること  
 により、特許文献の整理等において国際協力を確  
 立することを目的とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御  
 承知願います。  
 昨十一日質疑を終え、別に討論もなく、採決の  
 結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと  
 決定いたしました。  
 以上報告いたします。(拍手)

○謹長(河野謹三君)　これより採決をいたしま  
 す。  
 本件を承認することに賛成の諸君の起立を求め  
 ます。  
 〔賛成者起立〕  
 ○謹長(河野謹三君)　總員起立と認めます。よつ  
 て、本件は全会一致をもつて承認することに決し





は、当該処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対し異議申立てをすることができる。

- 4 第二項の規定は、前項後段の規定による異議申立てがあつた場合について準用する。  
第三章中第二十四条の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

- 第二十四条の二 この法律及びこの法律に基づく政令に規定する建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができることを規定する。

第二十五条を次のように改める。

- 第二十五条 第二条第一項又は第二項(第二十三条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による公園管理者(都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体又は建設大臣を含む。第二十八条第二項において同じ。)の命令(第二十八条第二項各号に掲げるものを除く。)に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 第二十六条中「五万円」を「十万円」に、「第二十三条第一項」を第二十三条第三項に改める。
- 第二十七条 第二条第一項(第二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して第十条の二各号の一に掲げる行為をした者は、一万円以下の過料に処する。

- 2 第十一条第一項又は第二項(第二十三条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による公園管理者の命令で次の各号に掲げるものの一に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

- 一 第十条の二又は第十条の三第一項(第二十三条第三項においてこれららの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反している者に対する命令

する場合を含む。)の規定に違反している者に対する命令

二 第十条の三第一項(第二十三条第三項に

おいて準用する場合を含む。)の規定による

許可を受けた者に対する命令

第三十九条 第五条の三の規定により公園管理者に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、公園管理者とみなす。

(施行期日)  
附 則  
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際に地方公共団体が設置している都市公園で、第二条の規定による改正後の都市公園法(以下「新法」という。)第二条の二の政令で定める事項が公告されていないものは、同条の規定にかかわらず、この法律の施行の日において新法の都市公園となるものとする。

3 前項の都市公園の公園管理者は、この法律の施行の日から三月以内に、当該都市公園について新法第二条の二の政令で定める事項を公告しなければならない。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

5 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第一百三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表(第五条関係)」を「別表(第五条関係)」に改め、第一項第一号に改め、「公園施設」の下に「(同)

条第一項第一号に規定する都市公園に設けるものに限る。」を加える。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

6 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十年五月十一日 参議院会議録第十号)

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案外一件

七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ロ中「第一項」の下に「又

は第二項」を加える。

(宅地開発公団法の一部改正)

7 宅地開発公団法(昭和五十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

【同法第二条第一項第一号に該当するものに限る。】を加える。

(建設省設置法の一部改正)

8 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

【同法第二条第一項第一号に該当するものに限る。】を加える。

(河野謙三君)

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本案に対し、小谷守委員より、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共产党及び民社党の共同提案による事業量の拡大、地方公共団体の財政負担の軽減、国公有地の積極的な活用、緩衝緑地、避難緑地等の整備等の三項目にわたる附帯議決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

右

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和五十一年四月十六日

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

法律案

国会に提出する。

言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて

了承された。

昭和五十一年五月十一日 参議院会議録第十号

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案外一件

昭和五十一年五月十一日 参議院会議録第十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正) 第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「二十四条の二」に改める。

第五条第六項中「環境衛生上」を「生活環境の保全上」に改める。

第七条第二項を次のように改める。  
2 市町村長は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集、運搬及び処分が困難であること。

二 その申請の内容が前条第一項の規定により定められた計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合すること。

四 申請者が法人であるときは、その業務を行なう役員を含む。第九条第二項第二号及び第十四条第二項第二号において同じ。が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者。

ロ 第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において適用する場合を含む。)の規定により許可を取り消され、その取消

しの日から二年を経過しない者をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

第七条第三項中「附し」を「付し」に、「行なう」を「行なう」に、「附する」を「付する」に改め、同条第五項中「前条第一項に規定する区域内においては、  
同条第三項を「前条第三項」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第七項中「処分の」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「業務」を「事業」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項の次に次の五項を加える。

6 第一項の許可を受けた者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

7 前項の帳簿は、厚生省令で定めるところにより、保存しなければならない。

8 第一項の許可を受けた者は、その一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

9 第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

10 第一項の許可を受けた者は、その一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他厚生省令で定める事項を変更したときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

11 第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

12 第一項の許可を受けた者は、その一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他厚生省令で定める事項を変更したときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

13 第一項の規定による届出(「し尿浄化槽」についての届出を除く。)をした者は、前項の期間を経過した後でなければ、その届出に係る一般廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしてはならない。ただし、その届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後に、  
第八条第一項中「し尿処理施設又はごみ処理施設(政令で定めるごみ処理施設を除く。以下同じ。)を設置しようとする者」を「一般廃棄物処理施設」といふ。

14 一般廃棄物処理施設の管理者は、厚生省令(一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に従うべきを「  
業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者

処理施設及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるもの)をいう。以下同じ。」を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(厚生省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者」に改め、「その工事に着手する前に」を削り、「都道府県知事」を「その旨を都道府県知事」に、「第十二条及び」を「第十二条第一項及び第三項並びに」、「当該一般廃棄物処理施設」を「当該一般廃棄物処理施設」に、「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出(「し尿浄化槽」についての届出を除く。)があつた場合において、その届出に係る一般廃棄物処理施設が厚生省令(一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日(一般廃棄物の最終処分場については、六十日)以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。

2 市町村長は、前項の許可が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

1 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

2 申請者が第七条第二項第四号イからハまでいざれにも該当しないこと。

3 第九条第四項中「及び第七項」を「第七項及び第十項から第十二項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「基準」を「技術上の基準」に、「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができること。

4 第十二条第一項を削り、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「基準」を「技術上の基準」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」に、「とるべき」を「講すべき」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

5 第一項の規定によるとおり届出(「し尿浄化槽」についての届出を除く。)をした者は、前項の期間を経過した後でなければ、その届出に係る一般廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしてはならない。ただし、その届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後に、  
第八条第一項中「し尿処理施設又はごみ処理施設(政令で定めるごみ処理施設を除く。以下同じ。)を設置しようとする者」を「一般廃棄物処理施設」といふ。

い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

第九条の見出しを「(し尿浄化槽清掃業)」に改め、同条第一項中「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に、「行なう」を「行おう」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 市町村長は、前項の許可が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

1 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

2 申請者が第七条第二項第四号イからハまでいざれにも該当しないこと。

3 第九条第四項中「及び第七項」を「第七項及び第十項から第十二項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「基準」を「技術上の基準」に、「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができること。

4 第十二条第一項を削り、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「基準」を「技術上の基準」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」に、「とるべき」を「講すべき」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

5 第一項の規定によるとおり届出(「し尿浄化槽」についての届出を除く。)をした者は、前項の期間を経過した後でなければ、その届出に係る一般廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしてはならない。ただし、その届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後に、  
第八条第一項中「し尿処理施設又はごみ処理施設(政令で定めるごみ処理施設を除く。以下同じ。)を設置しようとする者」を「一般廃棄物処理施設」といふ。

を置かなければならぬ。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含む政令で定める産業廃棄物を生ずる施設で政令で定めるものが設置されている事業場

二 その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場)その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。(以下同じ。)が設置されている事業場

6 第七条第六項及び第七項の規定は、事業者(政令で定める事業者を除く。)について準用する。この場合において、同条第六項中「一般廃棄物」とあるのは、「その産業廃棄物」と読み替えるものとする。

第七条第一項中「都道府県及び市町村が行なう」を「第十一条第二項又は第三項の規定により市町村又は都道府県がその事務として行う」に、「前条第二項」を「前条第一項」に改める。

第十四条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 申請者が第七条第二項第四号イからハまでのいづれにも該当しないこと。

第十四条第四項前段中「及び第七項」を「第七項及び第十項から第十二項まで」に改め、同項後段中「第七条第六項及び第七項」を「同条第十項から第十二項までの規定」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

5 第一項の許可を受けた者は、その産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

7 第一項の許可を受けた者は、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の運搬を政令で定める基準に従つて委託する場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

8 第十四条第三項中「第十二条第二項」を「第十二条第一項」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第十五条第一項中「廃プラスチック類処理施設その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの(以下「産業廃棄物処理施設」という。)を設置しようとする者」を「産業廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(厚生省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者」に改め、「その工事を着手する前に」を削り、「都道府県知事」を「その旨を都道府県知事」に改め、同条第二項を同条第三号中「産業廃棄物」の下に「(前項に規定する産業廃棄物を除く。)」を加え、同条を同条第二項として、同項の前に次の二項を加える。

4 第十五条第三項の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第十五条第二項」と読み替えるものとする。

5 第十六条第一項中「廃棄物」の下に「(前項に規定する産業廃棄物を除く。)」を加え、同条第三号中「産業廃棄物」の下に「(前項に規定する産業廃棄物を除く。)」を加え、同条を同条第二項として、同項の前に次の二項を加える。

6 第十五条第一項中「廃プラスチック類処理施設その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの(以下「産業廃棄物処理施設」という。)を設置しようとする者」を「産業廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(厚生省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者」に改め、「その工事を着手する前に」を削り、「都道府県知事」を「その旨を都道府県知事」に、「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に、「維持管理」を「構造若しくは維持管理」に改める。

7 第十五条第一項中「の産業廃棄物の保管若しくは処分の場所」を削り、「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に、「維持管理」を「構造若しくは維持管理」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(措置命令)

8 第十九条の二 次の各号に掲げる場合において、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該各号に定める限度において、当該処分を行つた者(第六条第二項の規

その届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。

9 第十五条第三項中「維持管理」を「構造又は維持管理」に、「前項の厚生省令で定める基準」に、「管理者」を「設置者又は管理者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 産業廃棄物処理施設の管理者は、厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

4 第十五条に次の二項を加える。

5 第八条第三項の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第十五条第二項」と読み替えるものとする。

6 第十六条第三項の政令で定める基準に適合しない一般廃棄物の処分が行われた場合(市町村長)のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

7 第十二条第一項の政令で定める基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合(市町村長)

一 第六条第三項の政令で定める基準に適合しない一般廃棄物の処分が行われた場合(市町村長)

二 第十二条第一項の政令で定める基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合(市町村長)

1 第十二条第一項に、「行なわせん」とするときは、あらかじめ、当該命令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えないなければならない。ただし、生活環境の保全上緊急の必要がある場合は、この限りでない。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えないなければならない。ただし、生活環境の保全上緊急の必要がある場合は、この限りでない。

3 第二十一条第一項中「前条第一項」を「第十九条第一項」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

4 第二十一条第一項中「し尿処理施設」の下に「及び一般廃棄物の最終処分場」を加え、「産業廃棄物処理施設の管理者」を「産業廃棄物処理施設(政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。)の管理者」に改める。

5 第二十二条第一号中「一般廃棄物処理施設」を「(ごみ処理施設及びし尿処理施設)に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改める。

6 第二十三条の二中「第十四条第四項」を「第十四条第八項」に改める。

7 第二十四条の見出しを「(再審査請求)」に改め、同条第一項中「第八条第三項又は第十五条第三項の規定により保健所を設置する市の市長



第九条の二第一項第十一号中「環境庁の所掌に属するものを「廃棄物の最終処分に関する基準の設定に関する」と改める。

(環境庁設置法の一部改正)

第八条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十  
八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十三号中「最終処分」の下に「及び最終処分場」を加える。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に

掲載〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

第八条第一項の表を次のように改める。

| 不具廃疾の程度 | 年                           | 金額 |
|---------|-----------------------------|----|
| 特 別 項 症 | 第一項症の年金額に一、七一、五〇〇円以内の額を加えた額 |    |
| 第一項症    | 二、四四五、〇〇〇円                  |    |
| 第二項症    | 一、九八〇、〇〇〇円                  |    |
| 第三項症    | 一、五八九、〇〇〇円                  |    |
| 第四項症    | 一、一九八、〇〇〇円                  |    |
| 第五項症    | 九二九、〇〇〇円                    |    |
| 第六項症    | 七〇九、〇〇〇円                    |    |
| 第一款症    | 六六〇、〇〇〇円                    |    |
| 第二款症    | 六一一、〇〇〇円                    |    |
| 第三款症    | 四六五、〇〇〇円                    |    |
| 第四款症    | 三六七、〇〇〇円                    |    |
| 第五款症    | 三一八、〇〇〇円                    |    |

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月七日

参議院議長 河野 謙三殿  
衆議院議長 前尾繁三郎

第八条第二項中「六万円」を「七万一千円」に、「一万八千円」を「二万四千円」に、「四万二千円」を「四万八千円」に、「三万六千円」を「四万八千円」に改め、同項第二号及び第三号中「生計をともにし」を「生計を共にした」に改め、同条第三項中「六万円」を「七万一千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

| 不具廃疾の程度 | 金額         |
|---------|------------|
| 第一款症    | 二、六〇一、〇〇〇円 |
| 第二款症    | 二、一五八、〇〇〇円 |
| 第三款症    | 一、八五一、〇〇〇円 |
| 第四款症    | 一、五二一、〇〇〇円 |
| 第五款症    | 一、二二〇、〇〇〇円 |

第二十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項に次の二号を加える。

六 障害年金又は軍人による増加恩給若しくは傷病年金(当該障害年金又は増加恩給若しくは傷病年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ三に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は増加恩給若しくは傷病年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ三に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該

又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く)による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

第五 障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷

の事由により昭和二十九年四月一日以後に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

第五 障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

第五 障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷

傷又は疾病以外の事由により死亡した準軍

属であつた者の遺族

六 障害年金（当該障害年金の支給事由である負傷又は疾病による不具・廢疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した準軍属であつた者の遺族

項第二号から第四号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金については、前条第一項中「二万四千円」とあるのは「一万八千円」と、「六十万二百円」とあるのは「四十五万九千二百円」と、「六十二万四千二百円」とあるのは「四十八万三千二百円」とする。

第三十七条第二項中「こえる」を「超える」に、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかるわらず」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前条第一項の規定にかかるわらず、第二十三

条第一項第六号又は第七号に掲げる遺族に支給する遺族年金の額及び同条第二項第五号又

は第六号に掲げる遺族に支給する遺族給与金の年額は、前条第一項に規定する先順位者一人につき次の各号に定める額とする。

一 先順位者が一人の場合においては、十万

円

二 先順位者が二人以上ある場合においては、十万円を先順位者の数で除して得た額

は、十万円を先順位者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にする後順位者が二人以上あるときは、六十二万四千二百円）に改め、同項第一号中「前号に規定する額」を「六十二万四千二百円」に加え、同項第三号及び第四号中「且つ」を「かつ」に改める。

第二十六条第一項中「一万八千円」を「二万四千円」に改め、同項第一号中「五十万六千円」を

じめて「を「初めて」に改め、同項第一号中「夫に」とは「六十歳以上であること」を

加え、同項第三号及び第四号中「且つ」を「かつ」に改める。

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「は

じめて「を「初めて」に改め、同項第一号中「夫に」とは「六十歳以上であること」を

加え、同項第三号及び第四号中「且つ」を「かつ」に改める。

第二十三条第一項第二号から第五号までに掲げる遺族に支給する遺族年金及び同条第二

受けることができる期間、その支給を停止する。

第三十九条の二第一項第一号中「四年」を「六年」に、「八年」を「十二年」に改め、同項第二号中「こえ」を「超え」に改め、同項第三号中「四年」を「六年」に、「八年」を「十二年」に改める。

第二条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

（未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する）

を「同法第二十七条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十六条第一項に定める額」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する）



昭和五十一年五月十二日 参議院会議録第十号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案外一件

二一八

第三十条第三項

昭和三十四年一月 昭和五十一年七月

昭和三十九年十月 同年同月一日

昭和四十五年十月 昭和五十一年七月一日

昭和三十九年十月一日 昭和五十一年七月一日

昭和四十五年十月一日 昭和五十一年七月一日

昭和五十一年七月一日 同日

昭和五十一年七月一日 昭和五十一年七月一日

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)

(遺族年金等の支給の特例)

第三条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)

附則第三条第一項及び第二項中「以後婚姻」とあるのを「以後遺族援護法の施行前に婚姻」と、

「遺族援護法の施行の日」とあるのを「恩給法の

による遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を

取得して引き続き昭和五十一年七月一日までそ

の権利を有することとなる者には、当該遺族年

金又は遺族給与金を支給する。

十五号)の施行の日」と読み替えてこれらの規定を適用したとするならば、遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得して

引続き昭和五十一年七月一日までその権利を有することとなる者には、当該遺族年金又は遺族給与金を支給する。

戦傷病者戦没者等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百八号)附則第五

条第一項並びに附則第六条第一項及び第二項中「以後婚姻」とあるのを「以後遺族援護法の施行前に婚姻」と、「同法の施行の日」とあるのを「恩

給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律

第四条 この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法附則第二項の規定は、戦傷病者戦没者等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十九号)による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第一項の規定により交付された国債及び戦傷病者戦没者等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第十号)による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第一項の規定により交付された国債

に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律(昭和六六年九月十八日)と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三

条第一項の特別給付金の支給を受けることが可能となる者には、同条第二項の特別給付

金を支給する。

第五条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置

法第五条第一項の規定により交付された国債の償還金の支払についても、適用する。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の妻に対する特別給付金支給法の

一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

た日(その日が昭和五十一年十月一日前であるときは、同日)とする。

(特別給付金の支給の特例)

第六条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条第一項の特別給付金の支給を受けることができるとなる者には、同条第二項の特別給付

金を支給する。

○戸田菊雄君登壇、拍手

〔戸田菊雄君登壇、拍手〕

第六条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条第一項の特別給付金の支給を受けることができるとなる者には、同条第二項の特別給付

金を支給する。

まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、第一に、事業者の責任を強化する措置として、産業廃棄物の処理を委託するに当たっては一定の基準に従わせること。処理に関する記録義務を課すこと。有害な産業廃棄物を生ずる事業場等に処理責任者の設置を義務づけること。

第二に、廃棄物処理業者の適正化を図る措置として、許可要件を整備するとともに、許可業者の処理業務を他人に委託することを原則として禁止し、業務に関する記録を保存させること。

第三に、廃棄物処理施設に対する規制を強化する措置として、届け出を要する施設に最終処分場を加え、処理施設の基準に適合させるための計画

改正する法律案は、第一に、戦傷病者、戦没者遺改

化及び中間処理の促進を図ること、最終処分地の確保対策を強化すること等を内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を

の変更、廃止を命じ得ることとするとともに、維持管理に関する技術管理者を設置させること。

第四に、立入検査の範囲を拡大することとも、違法に処分された廃棄物について環境汚染防止の措置を処分者に対し命じ得ることとするほか、罰則の強化を行うこと。

第五に、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進するため、昭和五十五年度までの処理施設整備計画を策定し実施することを内容とするものであります。

委員会におきましては慎重に審議を行いました。

た。質疑を終了し、討論に入りましたところ、公

明党を代表して小平委員より原案に反対し修正案

が提出され、次いで日本社会党を代表して浜本委

員より原案並びに修正案に賛成、日本共産党を代

表して香取委員より原案に賛成、民社党を代表し

て柄谷委員より原案に賛成し修正案に反対する旨

の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数

をもって否決され、本法律案は多数をもって原案

どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、援護水準をさらに引き上げ

に万全を期すること等を内容とする附帯決議を全

会一致をもって付することに決しました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よ

て、本案は可決されました。

族及び未帰還者留守家族に対する諸給付の額を引

き上げるほか、遺族年金、遺族一時金の支給範囲

を拡大するとともに、遺族年金のうち夫及び再婚

解消妻に対するもの支給要件を緩和すること。

第二に、戦没者等の妻に対して支給する特別給

付金国債の支給対象を拡大するほか、すでに特別

給付金の支給を受けて十年を経過した戦傷病者の

妻に改めて特別給付金の支給を行うことを内容と

するものであります。

委員会におきましては、慎重に審議を行い、質

疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案

どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、援護水準をさらに引き上げ

に万全を期すること等を内容とする附帯決議を全

会一致をもって付することに決しました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よ

て、本案は可決されました。

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に

掲載〕

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

等援護法等の一部を改正する法律案の採決をいた

します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よ

て、本案は全会一致をもって可決されました。

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に

掲載〕

衆議院議長 前田繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

右の本院提案をここに送付する。

昭和五十一年五月十一日

衆議院議長 前田繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十

号)の一部を次のよう改正する。

第二十三条第一項中「百分の八・四」を「百分の

九」に改める。

第二十七条中「第七十七条」の下に「第七十八

条ノ二」を加える。

〔施行期日〕

この法律は、昭和五十一年六月一日から施行

する。ただし、第二十七条の改正規定及び附則

第四項の規定は、同年七月一日から施行する。

(昭和四十八年三月三十一日以前に退職した國

会議員等に給する互助年金の年額の特例)

昭和四八年三月三十一日以前に退職し、若

しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族

に給する互助年金については、昭和五十一年六

月分以後、その年額を、六百万円を退職又は死

亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員

互助年金法の規定によつて算出して得た年額に

改定する。

(職權改定)

昭和五十一年五月十二日 参議院会議録第十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案外二件 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案外二件

議事日程追加 一一九

3 前項の規定による互助年金の年額の改定は、

総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給法第三章の規定の改正に伴う経過措置)

4 国会議員互助年金法第二十一条において恩給法(大正十二年法律第四十八号)第三章の規定を準用する場合における恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第

号)による恩給法第三章の規定の改正に伴う経過措置について

は、恩給法等の一部を改正する法律附則第十二条の規定の例による。

[審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載]

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十一年五月十一日

衆議院議長 前尾繁三郎

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「三十五万円」を「五十五万円」に

改める。

第十二条中「歳費一年分」を「歳費月額十六月分」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和五一  
年四月一日から適用する。

2 改正前の国會議員の歳費、旅費及び手当等に  
関する法律の規定に基づいて昭和五十一年四月  
一日からこの法律の施行の日の前日までの間に  
各議院の議長、副議長及び議員に支払われた文  
書通信交通費は、改正後の国會議員の歳費、旅  
費及び手当等に関する法律の規定による文書通  
信交通費の内払とみなす。

3 昭和五十一年五月分の文書通信交通費につい  
ては、国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して五日以内に、二十五  
万円から前項に規定する同年五月分として支払  
われた文書通信交通費の額を差し引いた額を支  
給し、残余の金額の支給は、同法同条の規定に基づき両議院の議長が協議して定めた文書通信  
交通費の支給に関する規程の例による。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十一年五月十一日

[審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載]

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十一年五月十一日

[審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載]

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十一年五月十一日

[審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載]

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十一年五月十一日

[審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載]

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「三十五万円」を「五十五万円」に

付に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十一年五月十一日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

国会における各会派に対する立法事務費の交付

交付に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一  
部を次のように改正する。

第一条第一項中「政党」を「政治団体」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から施行する。

3 この法律は、公布の日から施行する。

[審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載]

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十一年五月十一日

[審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載]

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十一年五月十一日

[審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載]

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「三十五万円」を「五十五万円」に

る法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部環境庁図書館の項の次に次のように加える。

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

国会における各会派に対する立法事務費の交付

交付に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一  
部を次のように改正する。

第一項中「政党」を「政治団体」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から施行する。

[鍋島直紹君登壇、拍手]

○鍋島直紹君 ただいま議題となりました国會議員互助年金法の一部を改正する法律案外三件について御報告を申し上げます。

まず、国會議員互助年金法の一部を改正する法律案は、昭和四十八年三月三十一日以前に退職した国會議員等に給する互助年金について、基礎歳

費月額を五十万円とする額に改定するとともに、国庫納付金を歳費月額の百分の九相当額に引き上げることとしております。

次に、国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、文書通信交通費の月額を五十五万円に引き上げるとともに、弔慰金の額を歳費月額の十六カ月分に、特別弔慰金の額を歳費月額の四カ月分にそれぞれ増額することとし、本年四月一日から適用することとしたし

ております。

以上二件は、いずれも委員会におきましたては、審査の結果、多数をもつて可決すべきものと決定をいたしました。

次に、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案は、

政治資金規正法の改正に伴い、「政党」を「政治団体」に改めることといたしております。

次に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案は、国土厅に国立国会図書館を設置しようとするものであります。

以上二件は、いずれも委員会におきましたては、審査の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まことに、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

て、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案  
参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十日議決)の一部を次のように改正する。  
第一条中「千二百五十七人」を「千二百六十八人」に改める。

#### 附 則

この規程は、昭和五十一年十月一日から施行する。

この規程は、昭和五十一年十月一日から施行する。

○議長(河野謙三君) 本規程案に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

これにて散会いたします。

#### 午後三時十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野謙三君  
副議長 前田佳都男君

議員

太田 淳夫君  
野末 陳平君  
相沢 武彦君  
青島 幸男君  
柄谷 道一君  
塩出 啓典君  
峯山 昭範君

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) この際、参議院事務局職員の定員に関する件についてお諮りいたします。

議長は、本件につきまして、議席に配付いたしましたとおりの参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を議院運営委員会に諮りましたところ、異議がない旨の決定がございました。

阿部 憲一君  
吉田 実君  
原田 立君  
上林繁次郎君  
榎垣徳太郎君  
矢追 秀彦君  
田代富士男君  
木島 則夫君  
山本茂一郎君  
山田 徹一君  
中村 利次君  
柳田桃太郎君  
白木義一郎君  
多田 省吾君  
中沢伊登子君  
木内 四郎君  
望月 邦夫君  
藤川 一秋君  
鳩山威一郎君  
中村 登美君  
平井 卓志君  
志村 愛子君  
青井 政美君  
河本嘉久藏君  
鷗崎 均君  
久保田藤麿君  
菅野 優作君  
矢野 登君  
林田悠紀夫君  
藤井 丙午君  
藤原 房雄君  
三木 忠雄君  
栗林 卓司君  
内田 善利君  
黒柳 明君  
藤井 恒男君  
山内 一郎君  
鈴木 一弘君  
柏原 ヤス君  
田淵 哲也君  
宮崎 正雄君  
小平 芳平君  
中尾 辰義君  
向井 長年君  
最上 進君  
佐多 宗二君  
福岡日出磨君  
永野 嚴雄君  
中西 一郎君  
安孫子藤吉君  
有田 一寿君  
古賀雷四郎君  
上條 勝久君  
園田 清充君  
佐藤 隆君  
石本 茂君

昭和五十一年五月十二日 参議院会議録第十号 議長の報告事項

|        |        |        |        |        |         |             |             |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-------------|-------------|
| 寺本 広作君 | 内藤督三郎君 | 安井 謙君  | 劍木 亨弘君 | 阿具根 登君 | 栗原 俊夫君  | 上田 耕一郎君     | 春日 正一君      |
| 玉置 和郎君 | 高橋雄之助君 | 吉武 恵市君 | 増原 恵吉君 | 上田 哲君  | 吉田忠三郎君  | 國務大臣        | 法務大臣 稲葉 修君  |
| 楠 正俊君  | 岡本 偉君  | 神田 博君  | 伊藤 五郎君 | 志苦 裕君  | 福間 知之君  | 外務大臣 宮澤 喜一君 | 厚生大臣 田中 正巳君 |
| 土屋 義彦君 | 西村 尚治君 | 鹿島 俊雄君 | 小笠 公韶君 | 近藤 忠孝君 | 山中 郁子君  | 建設大臣 竹下 登君  | 建設大臣 竹下 登君  |
| 鍋島 直紹君 | 新谷寅三郎君 | 亘 四郎君  | 松岡 克由君 | 柏谷 照美君 | 片山 基市君  | 上田 耕一郎君     | 上田 耕一郎君     |
| 上原 正吉君 | 郡 祐一君  | 迫水 久常君 | 佐藤 信二君 | 小卷 敏雄君 | 小山 一平君  | 吉田忠三郎君      | 吉田忠三郎君      |
| 青木 一男君 | 塙見 俊二君 | 黒住 忠行君 | 細川 譲熙君 | 寺田 熊雄君 | 佐々木 静子君 | 河田 賢治君      | 河田 賢治君      |
| 楠 直治君  | 塙見 俊二君 | 林 透君   | 戸塚 進也君 | 中村 太郎君 | 大鷹 哲君   | 戸塚 進也君      | 戸塚 進也君      |
| 江藤 智君  | 塙見 俊二君 | 石破 重信君 | 坂野 重信君 | 高橋 誉富君 | 赤堀 操君   | 岡田 広君       | 岡田 広君       |
| 加藤 武徳君 | 塙見 俊二君 | 遠藤 要君  | 坂野 重信君 | 岩男 顕一君 | 増田 盛君   | 辻 一彦君       | 辻 一彦君       |
| 平泉 渉君  | 塙見 俊二君 | 金井 元彦君 | 坂野 重信君 | 井上 紗子君 | 浜本 万三君  | 神谷信之助君      | 神谷信之助君      |
| 羽生 三七君 | 塙見 俊二君 | 梶木 又三君 | 坂野 重信君 | 大島 友治君 | 田 英夫君   | 工藤 良平君      | 工藤 良平君      |
| 戸叶 武君  | 塙見 俊二君 | 安田 隆明君 | 坂野 重信君 | 井上 吉夫君 | 神沢 净君   | 片岡 勝治君      | 片岡 勝治君      |
| 長田 裕二君 | 塙見 俊二君 | 高橋 邦雄君 | 坂野 重信君 | 高田 浩蓮君 | 田 英夫君   | 寺田 熊雄君      | 寺田 熊雄君      |
| 江藤 智君  | 塙見 俊二君 | 今泉 正二君 | 坂野 重信君 | 戸田 菊雄君 | 世耕 政隆君  | 内藤 功君       | 内藤 功君       |
| 加藤 武徳君 | 塙見 俊二君 | 高橋 邦雄君 | 坂野 重信君 | 高田 浩蓮君 | 鈴木 美枝子君 | 佐々木 静子君     | 佐々木 静子君     |
| 平泉 渉君  | 塙見 俊二君 | 和田 静夫君 | 坂野 重信君 | 井上 吉夫君 | 中村 波男君  | 小笠原貞子君      | 小笠原貞子君      |
| 羽生 三七君 | 塙見 俊二君 | 沢田 政治君 | 坂野 重信君 | 高田 浩蓮君 | 橋本 敦君   | 赤堀 操君       | 赤堀 操君       |
| 戸叶 武君  | 塙見 俊二君 | 和田 静夫君 | 坂野 重信君 | 戸田 菊雄君 | 森 勝治君   | 辻 一彦君       | 辻 一彦君       |
| 河田 賢治君 | 塙見 俊二君 | 木村 瞳勇君 | 坂野 重信君 | 高田 浩蓮君 | 立木 洋君   | 前川 曜君       | 前川 曜君       |
| 野坂 参三君 | 塙見 俊二君 | 温水 三郎君 | 坂野 重信君 | 井上 吉夫君 | 森 勝治君   | 寺田 熊雄君      | 寺田 熊雄君      |
| 同      | 決算委員   | 和田 静夫君 | 坂野 重信君 | 高田 浩蓮君 | 同       | 秋山 長造君      | 秋山 長造君      |
| 同      | 予算委員   | 木村 瞳勇君 | 坂野 重信君 | 井上 吉夫君 | 同       | 栗原 俊夫君      | 栗原 俊夫君      |
| 橋本 敦君  | 大鷹 淑子君 | 温水 三郎君 | 坂野 重信君 | 高田 浩蓮君 | 同       | 小柳 勇君       | 小柳 勇君       |
| 同      | 農林水產委員 | 和田 静夫君 | 坂野 重信君 | 井上 吉夫君 | 同       | 寺田 熊雄君      | 寺田 熊雄君      |
| 同      | 社会労働委員 | 木村 瞳勇君 | 坂野 重信君 | 高田 浩蓮君 | 同       | 山崎 昇君       | 山崎 昇君       |
| 同      | 須藤 五郎君 | 木村 瞳勇君 | 坂野 重信君 | 井上 吉夫君 | 同       | 原田 立君       | 原田 立君       |
| 同      | 農林水產委員 | 木村 瞳勇君 | 坂野 重信君 | 高田 浩蓮君 | 同       | 戸塚 進也君      | 戸塚 進也君      |
| 同      | 社会労働委員 | 木村 瞳勇君 | 坂野 重信君 | 井上 吉夫君 | 同       | 大塚 喬君       | 大塚 喬君       |
| 同      | 同      | 木村 瞳勇君 | 坂野 重信君 | 高田 浩蓮君 | 同       | 田 英夫君       | 田 英夫君       |
| 同      | 同      | 木村 瞳勇君 | 坂野 重信君 | 井上 吉夫君 | 同       | 大鷹 淑子君      | 大鷹 淑子君      |

議長の報告事項  
一昨十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

官 報 (号 外)

|   |   |
|---|---|
| て議長は即日これを委員会に付託した。                                | 昭和五十一年五月八日  |
| 地方交付税法等の一部を改正する法律案                                | 予算委員長 八木 一郎   |
| 地方財政法等の一部を改正する法律案                                 | 参議院議長 河野 謙三殿  |
| 地方行政委員会に付託  | 要領書   |
| 法務委員会に付託  | 決算報告書   |
| 運輸委員会に付託  | 一、委員会の決定の理由   |
| 議長提出)   | 二、昭和五十一年度一般会計予算、昭和五十一年度特別会計予算及び昭和五十一年度政府関係機関予算是、物価の安定を維持しながら景気の着実な回復と雇用の安定を実現して行くことを主眼とし、(1)一般会計予算及び財政投融資計画の規模は、経済動向に即した適度なものとし、(2)自動車関係諸税の税率を引き上げるとともに租税特別措置について所要の合理化を行い、(3)総合予算主義の考え方の下に予算の編成及び執行に努めることを基本方針として編成されたものである。 |
| 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案可決                             | 審査報告書   |
| 大蔵委員会に付託  | 昭和五十一年度一般会計予算   |
| 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案                           | 昭和五十一年度特別会計予算   |
| 社会労働委員会に付託  | 昭和五十一年度政府関係機関予算   |
| 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。 | 右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。   |
| 揮発油販売業法案  | 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案可決報告書  |
| 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。      | 戦時災害援護法案(片山甚市君発議)   |
| 国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件 外務委員会に付託            | 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案可決報告書  |
| 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。      | 戦時特許分類に関する千九百七十一二月二十日   |
| 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。      | 四日のストラスブール協定の締結について承認を求めるの件議決報告書  |
| 大蔵委員会に付託  | 〔第八号参照〕   |
| 都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案可決報告書               | 審査報告書   |
| 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。 | 一般会計予算においては、公債金七兆二千七百五十億円を発行することとし、その内訳は、財政法第四条但書の規定に基づき、公共事業、出資及び貸付金の財源に充てるための公債三兆五千五百億円、「昭和五十一年度の公債の発行二百五十億円」の特例に関する法律の規定により発行する公   |

債三兆七千五百億円となつてゐる。また、施策の重点は、一般行政経費の整理合理化、社会保障の適正化、公共事業費の充実及び輸出金融の拡充においている。

一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも、二十四兆二千九百六十億一千百四十四万七千円であり、一般会計歳入歳出予算と特別会計歳入歳出予算の純計額は、歳入四十八兆四千二億一千九百七十八万円、歳出四十四兆四千九百十億九千八十八万四千円である。

なお、特別会計の数は、昨年度と同様電源開発促進対策特別会計ほか四十である。

また、政府関係機関の数は、日本専売公社ほか十四で昨年度と同数である。

右の措置はおおむね妥当なものと認める。

昭和五十一年五月十一日 參議院会議録第十号

明治三十五年三月三十日  
便物認可

定価一部一一〇円

發行所

大藏省印刷局  
東京市港区赤坂一丁目一〇七番地  
電話 東京 五八二一四四一一(大代)

一一一六